福岡県工業技術センター設備機器使用規程

(目的)

第1条 この規程は、県内中小企業者が研究・開発等を行うために福岡県工業技術センター(以下「センター」という。)の試験・研究設備機器(以下「設備機器」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるとともに、円滑な運営を図ることを目的とする。

(使用資格)

- 第2条 センターの設備機器を使用できるものは、原則として県内の中小企業者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団関係者(暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。))若しくは暴力団員と密接な関係を有するものは除く。

(使用時間)

- 第3条 設備機器の使用時間は、原則としてセンター開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、連続試験等のため使用時間内では終了できない試験の場合など設備機器を管理又は運用する化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所及び機械電子研究所(以下「研究所」という。)の長(以下「所長」という。)が必要と認めた場合は、この時間を変更することができる。

(使用期間の制限)

第4条 広く設備機器利用の公平を期するため、長期連続使用の限度を、原則として、5日間と する。

(使用条件の制限)

第5条 原則としてセンターに設置する設備機器は全て使用の対象とするが、その使用に当たり、 使用者は、設備機器の使用条件について、研究所において設備機器の管理又は運用を担当する 職員(以下「担当職員」という。)と事前に協議するものとする。

(使用手続)

- 第6条 センターの設備機器を使用する者(以下「使用者」という。)は、設備機器使用申請書 (様式1)に所定の事項を記入のうえ、所長に申請書を提出し、使用の承認を受けなければな らない。
- 2 前項の提出に当たっては、設備機器使用申請書(様式1)に原価計算表を挿入した設備機器 使用申請書を(様式1)として使用できるものとする。

(使用料等)

- 第7条 使用者は、設備機器の使用に当たっては、「福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例」(昭和23年福岡県条例第8号)に定める設備使用料を事前に納入しなければならない。
- 2 設備使用料の算定における使用時間は原則として実稼働時間とし、1時間単位とする。ただ し、1時間未満の使用に当たっては、1時間として取扱うものとする。ここで示す実稼働時間 とは使用者の実質的な利用時間を指し、暖機運転時間等は含まない。

(使用料の不還付)

第8条 納入済みの使用料は還付しない。ただし、所長が還付することが適当と認めたときは、「福岡県財務規則」(昭和39年福岡県規則第23号)第77条に基づき、その全額又は一部を還付することができる。

(使用心得)

- 第9条 使用者は、設備機器の使用に当たっては、担当職員の指示に従わなければならない。
- 2 設備機器の使用に必要な消耗品は、原則として使用者の負担とする。
- 3 設備機器の使用に当たって、試験に必要な計測機器等を持ち込む場合には、所長の許可を受けなければならない。
- 4 使用者は使用終了後に使用した設備機器及びその付帯物を整理整頓・清掃した後、担当職員に連絡し、確認を受けなければならない。

(使用中の故障等の措置)

- 第10条 使用者は、設備機器の使用に際し、故障、損傷等が発生した場合には直ちに使用を中止し、その旨を担当職員に報告して指示を受けなければならない。
- 2 故障・損傷等の原因が使用者の責に帰するものと認められる場合には、使用者はその補修の 責務を負わなければならない。

(設備機器の使用困難時の対応)

- 第11条 研究所の設備機器の故障、設備機器使用の対象として使用者が持参した物品(以下「試験品等」という)の不足・不備等の申請承認の際に予見できなかった事由により、予定していた設備機器の使用が困難になったときは、所長は担当職員を通じて使用者に対し速やかに連絡を行うものとする。
- 2 使用困難の原因が研究所の設備機器使用方法の重大な誤りにあり、かつ、当該誤りについて研究所の故意又は重大な過失が認められる場合には、設備機器使用の再実施又は設備使用料の還付を行うものとする。なお、設備機器使用の承認日における標準的な技術水準から判断して予見困難な誤りは、重大な誤りに含まないものとする。
- 3 前項の場合において、研究所に使用困難の責任が認められない場合は、所長は使用者に、設備機器使用の中止も考慮に入れた、再度の設備機器使用の申請を打診するものとする。

(免責)

第12条 使用者及び第三者のけが等の事故及び損失に対しては、センター及び研究所の責めに 帰する事由により生じたことが明らかな場合を除き、センター及び研究所は一切責任を負わな いものとする。

(不可抗力)

第13条 天災地変、機器の故障、輸送時の破損など、センター及び研究所の責めに帰さない事由により試験品等に被害が生じたときは、センター及び研究所は損害補償の責任を負わないものとする。

(承認の取消)

第14条 所長は、使用者がこの規程に違反した場合には、設備機器使用の中止又は承認した内容の変更を行うことができる。

(設備機器等の貸出)

第15条 研究所に設置されている設備機器の貸出は、一切認めないものとする。

(証明書発行等)

第16条 設備機器の使用者が当該機器により行った試験結果について、研究所は試験成績証明書を発行しないものとする。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月19日から施行し、同日以降の申請書の提出により承認を受けた 設備機器の使用から適用する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により承認を受けた 設備機器の使用から適用する。 附則

この規程は、令和2年5月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により承認を受けた設備機器の使用から適用する。

附則

この規程は、令和2年8月6日から施行し、同日以降の申請書の提出により承認を受けた設備機器の使用から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月13日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月30日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により実施する試験等から適用する。